

「非常変災時の対応」について

令和3年5月24日更新

摂津市教育委員会

1、地震

(1) 地震が発生した場合の対応について

震度5弱以上

臨時休業とする

(2) 震度5弱以上時の児童・生徒への対応

発生時期	児童生徒への対応
登校前	<u>自宅待機</u> とする。
登下校中	自分で身の安全を確保し、 <u>自宅か学校など安全な場所に避難するよう指導</u> する。
在校時	教職員の指示に従い、 <u>避難</u> し、 <u>保護者の迎えを待ち引き渡す</u> 。

(3) 地震による被害状況や措置状況等の報告について（○：必要、△：場合により必要）

① まず、電話で緊急性の高い報告事項について、ご一報ください。

② その後、下記報告書類にて詳細をご報告ください。

報告先	報告書類	震度5弱以上の場合	震度4以下の場合
学校教育課	安全確認報告書(参考様式1)	○	△
教育政策課	施設被害報告書(参考様式2)	○	△
	通学路調査報告書(参考様式3)	○	△
	危険箇所平面図(参考資料1)	○	△
	危険箇所付通学路図(参考資料2)	○	△

2、台風や風水害等の自然災害

(1) 摂津市内に暴風警報（暴風特別警報）、大雨特別警報、又は摂津市内のいずれかの地区において、高齢者等避難・避難指示が発令された場合の対応について

登校前	<ul style="list-style-type: none">午前7時の時点で発令されている場合、自宅待機とする。午前9時までに解除された場合、その時点で原則登校を開始させる。 小学校は午前中のみの授業とし、昼食をとらずに下校する。 中学校は通常通りの下校とする。午前9時までに解除されなければ、当日は臨時休業とする。
登校中	<ul style="list-style-type: none">登校中またはすでに登校している場合は安全に配慮して下校させる。
在校時	<ul style="list-style-type: none">速やかに教育活動を打ち切り、安全に配慮して下校させる。

※状況によって校長は、教育委員会と協議の上、必要な措置をとることができる。